

令和元年6月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 令和元年 7月 1日(月) 開会 午前10時 3分
閉会 午後 0時19分

場所 第3委員会室

出席委員 浅井明委員長
杉島理一郎副委員長
宮崎委員、日下部委員、立石委員、中屋敷委員、小谷野委員、醍醐委員、
東間委員、田並委員、塩野委員、柳下委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]
北島通次総務部長、岩田英久税務局長、山崎明弘人財政策局長、
秋山栄一契約局長、表久仁和参事兼人事課長、原口誠治参事兼税務課長、
穴戸佳子職員健康支援課長、中村哲哉文書課長、大久保修次学事課長、
若林裕樹個人県民税対策課長、影沢政司管財課長、黒坂和実統計課長、
豊野和美総務事務センター所長、小山和彦行政監察幹、辻幸二入札課長、
小高巖入札審査課長、三橋亨県営競技事務所長

澁澤陽平秘書課長

榎原徹営繕課長

竹井彰彦特別支援教育課長

武藤彰人事委員会事務局長、
諸角文人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、益城英一任用審査課長

[県民生活部関係]
矢嶋行雄県民生活部長、山野均スポーツ局長、大浜厚夫県民生活部副部長、
矢島謙司県民生活部副部長、谷川裕保参事兼防犯・交通安全課長、
田沢純一広聴広報課長、谷澤正行共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、
浅見健二郎文化振興課長、和田公雄国際課長、岸田正寿青少年課長、
小谷野幸也スポーツ振興課長、
都丸久ラグビーワールドカップ2019大会課長、
斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、藤岡麻里男女共同参画課長、
関口修宏消費生活課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第73号	埼玉県行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第74号	埼玉県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第77号	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県税条例の一部を改正する条例）	承認
第78号	工事請負契約の締結について（19県南部地域特別支援学校（仮称）新築工事）	原案可決
第79号	審査請求に関する諮問について	答申 (注)

(注) 答申の内容

「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである」

2 請願

なし

報告事項（県民生活部関係）

- (1) 指定管理者に係る平成30年度事業報告書及び令和元年度事業計画書について
- (2) 令和元年度における指定管理者の選定について

【付託議案に対する質疑】

立石委員

- 1 第74号議案の県税条例の改正について、法人事業税の条例改正は地方法人課税の偏在是正に伴うものであるが、今回の改正によって本県の影響額はどのくらいあるのか。
- 2 自動車税の種別割について、税率を引き下げるとしているが、今回の改正によって本県の影響額はどのくらいあるのか。
- 3 第78号議案の工事請負契約の締結について、特別支援学校の新設が戸田翔陽高校内になった理由と、高等部のみを設置となった理由を伺う。
- 4 入札方式が総合評価方式で、WTO対応という工事となると、地域条件等は付けられなくなるが、地元業者の活用をどのように考えているのか。

税務課長

- 1 新たな偏在是正措置である特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設によって、平年度ベースで530億円の増収を見込んでいる。現行の偏在是正措置である地方法人特別税・譲与税制度については、新たな税源偏在措置の創設に伴い廃止となる。この廃止により平成29年度の実績で見ると313億円の減収となり、その差引きで217億円程度の増収を見込んでいる。
- 2 今回の改正は、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車等に係る税率を引き下げるものであり、令和元年度は6か月間の適用となることから、本県の影響額は6,000万円程度の減収となると見込んでいる。国の説明では令和15年度に平年度化するとされており、平年度ベースでは本県分で73.2億円の減収を見込んでいる。なお、この減収分については、地方財政に影響がないよう都道府県自動車重量譲与税制度の創設など国から様々な代替財源が措置されており、実質的に減収は生じない見込みである。

特別支援教育課長

- 3 特別支援学校の児童生徒数は年々増加しており、平成30年度の児童生徒数は10年前と比較すると、1.5倍に伸びている。特に、南部地域の知的障害特別支援学校でこの傾向が著しいことから、県南部地域への対策が必要なためである。また、設置する場所が戸田翔陽高校内であり、同世代の子供たちの交流、インクルーシブ教育を進める観点から高等部を設置する。併せて、高等部に特化した教育課程により、就労支援を実現したいと考えている。

営繕課長

- 4 WTO案件のため、県内などの地域条件は付けられないが、入札の結果、県内業者が落札した。請負業者には、県内下請けを活用することや県産材の利用促進について要請していく予定である。また、この議案とは分離発注している電気設備工事、機械設備工事については、現在、入札参加資格を県内業者として発注公告を行っている。今後も、外構工事等は県内業者へ発注していく予定である。なお、今回の工事に先立ち、平成30年度にテニスコート整備等を発注しているが、県内業者が実施している。

立石委員

県税収入について、今回の改正によって、人口1人当たりの偏在性はどの程度是正されるのか。

税務課長

人口1人当たりの地方法人二税の税収額の格差は、現行だと、最大の東京都と最小の奈良県では6.0倍という状況となっているが、今回の偏在是正措置で3.2倍となる見込みである。また、東京都と本県では4.1倍から2.6倍に是正される見込みである。

日下部委員

- 1 第74号議案について、個人県民税の非課税措置の対象に単身児童扶養者を追加する改正により、どのくらいの減収となるのか。
- 2 東京一極集中是正ということで一般質問でも質問したが、法人事業税について、今回の税制改正により東京都はどのくらい減収となるのか。
- 3 自動車税の種別割については、地方の重要な財源であり、税率を引き下げないように国に要望していた。今回の引下げは、消費税の増税に伴う激変緩和措置で自動車業界からの圧力があったからなのか。

税務課長

- 1 平年度で600万円程度の減収を見込んでいる。これは、地方財政計画における個人住民税の税制改正との影響を基に推計したものである。
- 2 試算では、東京都は4,316億円の減収となる見込みである。
- 3 平成29年度与党税制改正大綱において、自動車をめぐるグローバルな環境等を踏まえ、保有に係る税負担軽減措置を講ずることとされ、自動車業界から「軽自動車税の負担水準を基準にして引き下げる」との要求があったことなどもあり、今回の税制改正で恒久的に引き下げられた。

田並委員

近年、議会の一般質問でも取り上げられている高齢者の認知機能検査だが、指定自動車教習所において、駐車場の確保や手間の割には手数料が安いなどの理由で、実施している教習所と実施していない教習所があるが、所管は公安委員会であるのでこの場での議論は控える。指定教習所の教習車は自動車税の減免を受けていると思うが、減免の理由と減免の合計額について伺う。

税務課長

埼玉県税条例により、知事は公益のため直接専用する自動車が必要と認める場合は、当該納税者の申請によって自動車税を減免することができるとの規定がある。公安委員会の指定自動車教習所は、県公安委員会の指導監督のもとに技能検定及び仮運転免許の代行を行い、また、自動車運転免許更新時における交通事故防止のための再教育を県公安委員会の委託を受けて実施しているため、公共の利益のために果たす役割が大きいため、教習車の自動車税を減免している。令和元年度定期課税では、減免額は約5,500万円となっている。

塩野委員

個人県民税で、新たに非課税対象措置となる単身児童扶養者について、想定している人数はのくらいか。

税務課長

個人県民税は個人市町村民税と合わせて個人住民税として、市町村が賦課徴収を行っているため、県が人数を把握するのは難しいが、さいたま市に確認したところ、同市においては120人程度と見込んでいるとのことである。

塩野委員

単身児童扶養者であれば、所得制限は無く一律に非課税となるのか。

税務課長

単身児童扶養者であっても、前年の合計所得金額が135万円を超える場合は非課税の対象とならない。

塩野委員

さいたま市では、所得が135万円以下の単身児童扶養者が120人と見込んでいるということか。

税務課長

そのとおりである。

柳下委員

- 1 第74号議案の今回の県税条例改正は消費税10%の増税対策と理解している。個人県民税の非課税対象にシングルマザーも含めた単身の児童扶養者を追加するということは実際には改善であるが、子供の貧困に関連して伺いたい。消費税が10%に上がると一番影響を受けるのは単身の児童扶養者と思うが、その点をどのように考えるのか。
- 2 第77号議案の住宅ローン控除の適用期限の延長について、消費税10%への引上げ後に住宅を取得した場合でも、個人県民税の住宅ローンの控除の適用期限を2年延長するとのことだが、具体的にはどのような政策効果があるのか。消費税引上げ前に契約し、引上げ後に入居する方に適用させる狙いは何か。

税務課長

- 1 6月21日に「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる骨太の方針が閣議決定され、その中において、2019年10月には消費税率の10%への引上げを行うとともに、2019年度の臨時・特例の措置等の適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むこととしている。具体的には、キャッシュレス・消費者還元事業、プレミアム付商品券事業、耐久消費財に係る税制、予算措置を行っている。また、令和2年度当初予算においても適切な規模の臨時・特別の措置を講ずることとしている。いわゆる社会的弱者対策は国においてしっかり進めるものと考えている。
- 2 制度として、10%の適用があるのは10月1日以降に引き渡しがあったものであり、9月30日前に引き渡しがあったものは8%が適用される。また、その6月前の3月3

1日までに契約している場合は10月以降に引き渡しがあっても8%が適用される。また、10%課税となったケースについては、住宅ローン控除期間が延長されることで、2%増税相当額が税額から控除されるため、需要の平準化が図られる。

柳下委員

- 1 実際には単身児童扶養者は貧困で、消費税は引き上げられたら困る。十分効果があるという認識は当てはまらないのではないか。
- 2 住宅ローン控除などの延長の対策を行うとのことだが、行政効果はどのようなものか。消費税が上がるとなれば駆け込み需要があるため、増税後は需要が減ることになるので、その対策で行うとのことだが、そうであれば、消費増税はすべきではないのではないか。

税務課長

- 1 今回の消費税の引上げについては、社会保障と税の一体改革の中で実施されるものであるため御理解いただきたい。
- 2 住宅ローン控除の延長により、2%増税してもその影響がなく新築の取得ができることとなり、需要の反動減対策としての効果は高いものとする。

中屋敷委員

第78号議案について、インクルーシブ教育の形としての交流を切り口として考えていくとのことだが、人間わかくさ高等特別支援学校の開校の際に伺ったところ、地域交流として、「カフェわかくさ」の展開が図られていた。今回は工事の案件だが、20億円を超える予算の中に交流という部分がどのように予算化されているか伺う。

特別支援教育課長

地域との交流はとても大事な部分だととらえている。人間わかくさの事例などを参考にしながら、カフェの部分についても検討している。具体的な予算額までは検討していないが、その点は肝に銘じて進めていきたいと考えている。

中屋敷委員

せっかく高校の中に作るので、地域との交流だけではなくて、いわゆる健常者の高校生の皆さんとの交流というのもあるはずなので、それはどのように考えているのか。

特別支援教育課長

カフェの運営については、高校生と一緒にやれる余地があるのか、授業の中での交流も含めて、準備委員会を中心に検討を進めている。

宮崎委員

- 1 審査請求人が普通退職をした場合の退職金額はどのくらいか。
- 2 処分庁が退職手当支給制限処分を検討するに当たり、他の事例の県の統一的な判断基準はあるのか。

人事課長

- 1 2,075万8,556円である。
- 2 基準については県でも条例を持っていて、退職をした者の職務及び責任、勤務の状況

等を基準に考えている。この基準は国と同様のもので、各県においても同じような考え方でやっているところである。

立石委員

退職手当支給制限処分をするに当たり勘案すべき事情として、審査請求人と処分庁の主張、審査庁の検討結果が資料に記載されている。私たちは書面でしか判断できないが、審査請求人と処分庁の言い分が違っているところが多い。その中でも、勤務の状況について審査請求人は、休日返上で37年間頑張ってきており、2,000万円以上の私財を投入したと言っているが、一方で処分庁は、他の教員に比べて特筆すべき貢献や優良な実績はないと言っている。双方全く違う主張をしているが、この違いを私たちはどう見極めればいいのか、勤務の状況についてだけでも伺いたい。

人事課長

勤務の状況について、確かに審査請求人と処分庁の主張の違いがあり、争点の一つである。審査庁として検討するに当たり、処分を軽減するような特筆すべきものがあるかということについて、特に目立つような特筆すべき貢献はないとした処分庁の考え方が処分庁の裁量の範囲の外にあるかどうかということによって判断する。私どもとしては、裁量の範囲を超えるものではないと考えている。具体的な勤務の状況はそれぞれ異なるが、個別に勤務の状況がどうかということまで見るのではなく、退職手当を支給しないという処分を行うに当たり、特筆すべきものがあるか裁量の範囲を超えるのかということによって考えている。

立石委員

- 1 審査請求人の主張は考慮に値しないということによっていいのか。
- 2 他県では、本件と同様の事案と比較して、どのような処分がなされているのか。

人事課長

- 1 審査請求人が37年働いたことは敬意を表するところであるが、今回の処分に対して特筆すべきものになるかということでは、処分庁の判断が裁量権の範囲を超えているとは認められないと考えている。
- 2 他県でも、わいせつ事案に関する退職手当支給制限処分は、把握している限り800件以上あるが、処分を軽減して退職金を一部不支給とした事例は1件もない。

塩野委員

プライバシーにかかわることでもあるので、踏み込んだことは聞かないが、非違行為自体が犯罪に当たるかどうかについて、何か認識は持っているか。

人事課長

非違行為が犯罪に当たるか否かについては私どもで言及することが難しいが、今回の手続上、私どもが知りうるところでは、審査請求人、処分庁双方から、審査請求人が逮捕されたという主張はなかった。

塩野委員

被害者の方が訴えなかったということかもしれないが、そういった事も踏まえ検討してもらいたい。処分自体は妥当と考える。(要望)

柳下委員

- 1 退職手当支給制限処分が行われた経緯が事実であれば、退職手当の全部不支給は妥当だと思うが、今まで全部不支給にした例はあるのか。
- 2 審査請求人は2,000万円を学校のために差し出したと主張しているが、考えられない。この点について、どう確認しているのか。

人事課長

- 1 本県で、懲戒免職処分に伴う退職手当支給制限処分について、処分を軽減して退職手当を一部支給したという事例はない。
- 2 把握しているところでは、音楽の機材を自分で持ち込んできたという話は聞いているが、それにより今回の処分の判断を変えるというものではないと考えている。

柳下委員

2,000万円以上の機材を持ってきたか否かという事実は、学校で確認できる範囲だと思うが、本人がこれだけの機材を運び込んでいることを知っていてそれを見逃していたというならば、そのことから審査請求人が大目に見てもらえるという思いを抱いたかもしれない。この点についてきちんと確認した上で、そのようなことのないようにしていただきたいと思うがどうか。

人事課長

事実確認しているところでは、ある程度自分で用意した音楽機材を持ち込んでいたということであった。それが2,000万円かどうかということは本人の主張であって、こちらではそれ以上確認はしていない。今回の事案に対する処分としては、それにより判断が変わるというものではないと考えている。

【付託議案に対する討論（第74号、第77号議案関係）】

柳下委員

第74号議案埼玉県税条例の一部を改正する条例及び第77号議案埼玉県税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて反対し討論を行う。第74号と第77号の条例案は、関連しているので一括して反対の理由を述べる。まず第74号議案は地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の税率を引き下げる等を行うものであるが、改正内容は、個人県民税の非課税措置の対象に単身扶養者を追加するというものである。法人事業税の一部が国税化され、その全額が特別法人事業譲与税として都道府県に譲与されることに伴い、法人事業税の本則税率を引き下げる内容そのものについては、改正と言えるものだが、第77号議案の専決の承認を求めることについては、個人県民税については消費税率の引き上げ後に住宅を取得し、平成31年10月から平成32年12月までの間に入居した場合には、所得税の住宅ローン控除期間が延長されることに伴い個人県民税の住宅ローン控除の適用期限を2年延長するものである。つまり、平成31年3月31日までに契約を済ませてしまえば、住宅の完成が10月以降でも消費税は8%で良いことになる。しかしこれらは、10月から消費税率を現行の8%から10%に引き上げる消費税増税が生活に影響するため、景気対策として実施されたものである。「増税の影響を出来るだけ少なくする対策をとるくらいなら、なぜ消費税増税をするのか。消費税増税を止めることが一番の景気対策ではないのか」これが県民、国民の声です。日本共産党は、国会で

も消費税増税対策としての車体課税の大幅改正や住宅ロ - ン減税の延長、一人親世帯への個人住民税の非課税措置の適用など必要な措置も一部含まれるものの、全体として消費税増税のための改正であるため反対した。消費税10%への引き上げを前提とした今回の条例の改正案、専決処分には、反対である。

【付託議案に対する意見の聴取（第79号議案関係）】

中屋敷委員

本件事案では、審査請求人は、心身ともに未成熟な女子生徒に対してわいせつ行為を繰り返しており、極めて悪質である。教員としてあるまじき行為であり、断じて許されるものではない。審査請求人の行為は、公務員に対する県民の信頼を大きく損なうものであり、退職手当を支給することは難しいと言わざるを得ない。

よって、本委員会の意見について、「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである。」と決定すべきである。
